

**平成 29 年度
札幌映像撮影コーディネーター
認定講習会実施要領**

**一般財団法人さっぽろ産業振興財団
映像産業振興課**

1 「札幌映像撮影コーディネーター」認定制度について

(1) 制度概要

ロケーション撮影時における安全の確保や法令の遵守並びに関係機関との調整等に関する一定の知識・技能・経験を有する者を札幌市長が認定する制度です。

具体的には、撮影が安全に行われるよう、また法令を遵守した撮影が行われるよう撮影計画の立案に参画したり、撮影中に安全確保や法令遵守を担当して撮影責任者を補佐するような役割を担う方、関係機関との各種連絡調整（許可申請に必要な事前相談や許可申請手続きなど）を担当する方を対象として想定しています。

なお、札幌映像撮影コーディネーターはホスピタリティを重んじ、社会的地位の向上に努めることとし、広く知見や経験を共有することを厭わず、札幌映像撮影コーディネーターの全体的なレベル向上に貢献することに積極的に向き合うことを基本理念としています。

札幌映像撮影コーディネーターのスキルの底上げと、この制度の世間への周知が実現されたとき、更なるロケ撮影を札幌に誘致することが可能になると考えており、札幌市内での撮影＝札幌映像撮影コーディネーターの雇用が必須という図式が、一般的に広まることを期待しています。

(2) 認定取得のメリット

- (ア) 札幌市映像制作助成金（以下「助成金」という）（*1）の審査の際、本認定取得者を撮影隊に配置している場合は、助成金の審査点の加対象となるため、積極的な札幌映像撮影コーディネーターの活用が見込まれます。
- (イ) 助成金の対象経費において、札幌映像撮影コーディネーターの経費は全額補助（他の経費については、1/3～2/3 補助）となるため、積極的な札幌映像撮影コーディネーターの活用が見込まれます。
- (ウ) 本認定を取得することで認定取得者の社会的評価が向上するとともに、本認定取得者を活用することで、企業倫理・法令遵守意識の向上と徹底を図っている企業であることをアピールできます。その為、国内外問わず映像事業者が札幌市内での撮影を考えたとき、優先的に札幌映像撮影コーディネーターを活用することが見込まれます。
- (エ) 札幌フィルムコミッションにロケに関する事業者紹介の打診があった場合、希望する本認定取得者に優先的に情報提供します。その為、札幌映像撮影コーディネーターは、多くの撮影情報を入手することが出来ます。

*1 札幌市補助事業。助成の目的と申請内容により 4 つの項目「国際共同映像制作助成金」「映画・ドラマ制作助成金」「海外プロモーション助成金」「国際共同ドキュメンタリー制作支援助成金」に分けて実施。制度の詳細は WEB で「札幌市 映像制作助成金」で検索してください。

(3) 認定取得者に求められること

- (ア) 事前協議
撮影許可申請に関し、事前に関係機関と十分に協議を行わなければなりません。
- (イ) 損害賠償責任保険の加入
業務を行うにあたり、映像制作責任者が損害賠償責任保険に加入していることを確認することが必要です。また、市所管施設管理者が求める場合、その保険証券の写しを市所管施設等管理者に掲示することが必要です。
- (ウ) 認定証写しの添付
札幌市の所管する施設に許可申請を行う際、市所管施設等管理者が定める必要書類に加えて、札幌映像撮影コーディネーターの認定証の写しを添付することが必要です。

(エ) 実績の報告

札幌市長が求めるときは、札幌映像撮影コーディネーター活動に関する報告書を提出することが必要です。

(オ) 料金体系の報告

札幌市長が求めるときは、札幌映像撮影コーディネーターに係る料金体系を報告することが必要です。

(カ) 自己研さん

日々自己研さんを怠らず、撮影等に係る知識・技能・経験の向上を図り、もって撮影等に携わる者の社会的評価の向上に努めることが必要です。

2 講習会の受講要件

講習会を受講することができる方は、次に掲げる条件全てを満たす方に限ります。

(ア) 講習受講時に満年齢 18 歳以上であること。

(イ) 札幌市内に居住または市内企業（映像制作関連）に所属すること。

(ウ) 市区町村税の滞納がないこと。

(エ) 撮影現場の安全確保や法令の遵守、撮影に関する関係機関との調整等を担う業務の経験を概ね 5 年以上有すること。

(オ) 所属する法人から推薦を受けた方又は企業に所属していない場合は、市内映像制作関連の法人代表者から推薦を受けた方であること。

3 認定要件

認定取得のためには、本講習会の講義全てを受講することが必要です。それぞれの講義において遅刻や途中退席等をした場合は、講義全てを受講したものと認められないことがありますのでご注意ください。

なお、講習会受講後、札幌市に登録申請を行うことにより、札幌映像撮影コーディネーターとして認定されることとなります。

4 講習会の日時等

時 間	講義名
A:9月19日(火)12:00~17:00 B:9月20日(水)12:00~17:00 (11:30より受付開始) *AかBのいずれか1日をお選びください	開講 講習会ブリーフィング
	札幌映像撮影コーディネーター認定制度について
	映画制作者からコーディネーターに求めるもの
	撮影における肖像権等法的問題について
	ドローン撮影における許可申請について
	札幌映像撮影コーディネーターとしての活動状況
	修了証授与 閉講
意見交換会	

*講義時間や内容は都合により変更することがあります。

5 講習会会場

札幌市産業振興センター インタークロス・クリエイティブ・センター
(札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1)

6 講習会受講申込について

(1) 必要書類

No.	書類名称	説明
1	札幌映像撮影コーディネーター講習会申込書【1部】	必要事項を記入し、提出してください。
2	本人確認ができる書類の写し【1部】	運転免許証、パスポート、各種健康被保険者証等の写しを添付してください。
3	顔写真【1枚】	申請者本人のみが撮影されたもので、申請書提出日の6か月以内に撮影された顔写真(縦3.0cm×横2.4cm)を提出してください。 正面、無帽、無背景のものに限ります。顔写真の裏面に氏名を記載してください。
4	市区町村税の納税証明書【1部】	札幌市内にお住まいの方 札幌市が発行する「納税証明書(指名願)」を提出してください。なお、未納税がある場合は、当該証明書は発行されません。 <請求窓口> 札幌市役所本庁舎2階 税の窓口 各市税事務所 ※各区役所、出張所では交付できませんので、ご注意ください。 札幌市外にお住まいの方 居住する市区町村税の滞納が無いことを証明する納税証明書が必要となります。手続き等は、お住いの市町村にお問い合わせください。
5	実績報告書【1部】	申請者本人が作成し、提出してください。
6	推薦状【1部】	法人に所属する方 所属する法人の代表者に推薦状を記載してもらい、提出してください。 個人の方 札幌市内の映像制作関連の法人の代表者に記載してもらい、提出してください。

※提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。

※提出書類の到着等のお問い合わせには原則お答えできませんのでご了承ください。到着について確認された
いは、配達証明等をご利用ください。

※平成 29 年 9 月 11 日（月）までに必要書類が揃わない場合は、原則として申請を不受理といたします。その
場合も提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。

(2) 受付期間

定員に達した場合は受付を締め切ることがあります。

平成 29 年 8 月 18 日（金）9 時 00 分～平成 29 年 9 月 11 日（月）17 時 00 分【必着】

(3) 定員

1 日 40 名程度

(4) 書類の提出先(お問合せ先)

必要書類を下記のあて先まで郵送もしくは持参により提出してください。

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 映像産業振興課

住 所：〒003-0005 札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1-1 札幌市産業振興センター 1F

電 話：011-817-5711

F A X：011-817-5722

E メール：info@screensapporo.jp

受付時間：平日 9：00～17：00（土・日曜日は受付しません）

(5) 受講料

1,000 円

*講習会当日に現金でお持ちください。

*領収書は当日に発行してお渡しいたします。

7 その他

(ア) 受講不可の場合のみ平成 29 年 9 月 15 日（金）までにお知らせいたします。

(イ) 講習会には筆記用具をお持ちください。

講習会会場

札幌市産業振興センター

札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1 インタークロス・クリエイティブ・センター

<http://www.sapporosansin.jp/access/>

<地下鉄>

地下鉄東西線「東札幌駅」から徒歩7分



<駐車場>

- ・ 駐車場は「技能訓練棟」裏手にあります。
- ・ 駐車場は有料です。満車になることが多いため、なるべく公共交通機関をご利用ください。

駐車場料金	最初の2時間 200円 以降 30分につき 100円加算
収容台数	99台 (月極車両等含む)



納税証明書の交付窓口

■札幌市内にお住まいの方

納税証明書は「指名願用」の証明書が必要です（1通400円）。札幌市役所本庁舎・各市税事務所（下記参照）から交付を受けてください（各区役所・出張所では交付できません）。

市税の窓口の業務時間は、平日8時45分～17時15分（土日祝日および12月29日～1月3日はお休み）です。

交付場所	住所	電話番号
札幌市役所本庁舎 税の証明窓口	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所2階	011-211-2233
中央市税事務所	〒060-8572 札幌市中央区北2条東4丁目サッポロファクトリー2条館4階	011-211-3912
北部市税事務所	〒060-8641 札幌市中央区北4条西5丁目アスティ45 9階	011-207-3912
東部市税事務所	〒004-8641 札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1 札幌市交通局本局庁舎 2階	011-802-3912
南部市税事務所	〒062-8641 札幌市豊平区平岸5条8丁目2-10 イーセント平岸2階	011-824-3912
西部市税事務所	〒063-8641 札幌市西区琴似3条1丁目1-20 コトニ3・1ビル2階	011-618-3912

■札幌市外にお住まいの方

居住する市町村税の滞納が無いことを証明する納税証明書が必要となります。手続き等は、お住いの市町村にお問い合わせください。

推 薦 状

申請者本人の名前を記入してください。

フリガナ	サツエイ タロウ	性別	生年月日（西暦）
被推薦者氏名	撮影 太郎	◎男・女	1981年9月29日
推薦理由	<p>撮影 太郎氏は、〇〇〇〇として△△△△など多くの映像制作に携わっており、豊富な撮影経験を有している。</p> <p>札幌映像撮影コーディネーターとして認定され、さらに活躍の場を広げること、札幌市における映像産業の活性化に寄与することが期待される。</p>		

- ※1 推薦理由は、これまでの実績等を踏まえ、札幌映像撮影コーディネーターとして認定するにふさわしいと考えられる理由を簡潔・具体的に記載すること。
- ※2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

以上により、札幌映像撮影コーディネーターとして推薦します。

平成 29 年〇〇月〇〇日

住 所 札幌市〇〇区〇〇〇〇〇〇

会社名 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者 〇〇〇〇〇〇〇〇 印

実績報告書

職歴	昭和 平成 年 月	入社（ 年 月退職）
	昭和 平成 年 月	入社（ 年 月退職）
	昭和 平成 16年 4月	株式会社 ○○○○○入社
主な業務内容	テレビ番組○○○○○○ 役 割：アシスタントディレクター 時 期：H16年 4月～ 概 要：ADとして番組制作のための各種調整、撮影の許認可手続等を担当。	
	テレビ番組○○○○○○ 役 割：ディレクター 時 期：H20年 4月～ 概 要：現場の責任者として、ロケや編集作業等を担当。	
	テレビ番組○○○○○○ 役 割：プロデューサー 時 期：H26年 4月～ 概 要：番組予算等を含め、総括責任者として番組制作を担当。	
上記のとおり相違ありません。		経験年数合計
平成 29年 ○○月○○日		13年 5ヶ月
申請者氏名（本人）	撮影 太郎 印 （記名押印又は署名）	

いずれかを選択し、○
で囲んでください。

目安として5年の業務経験が必要となります。
講習会開催日を基準日として記載してください。
記載例では、平成16年4月に入社していますが、
講習会が9月19日（火）の開催ですので、経験
年数は、13年5ヶ月と記載することになります。

※1 職歴については、直近3ヵ所まで記載すること。

※2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。